

入 札 説 明 書

調達物品名

G C / M S / M S 賃貸借

相模原市 財政局 財政部 契約課

(令和7年4月23日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

4031

（2）契約件名

GC/MS/MS 賃貸借

（3）数量

別紙仕様書のとおり

（4）履行期間

令和8年1月1日から令和13年12月31日まで

（5）納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

(8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目「物件の借入れ」が認定されていること。

(9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。

(10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

(1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

(2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

(3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ 出荷証明書(別紙2)

(2) 提出期間及び提出方法

5 (1) の提出書類を、令和7年4月23日(水)午前9時から令和7年5月15日(木)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和7年6月5日(木)午前9時から令和7年6月6日(金)午後5時まで

(2) 開札日時

令和7年6月9日(月)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、

ファクシミリにより回答を送付する。

※ 仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」（別紙３）を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

- （４）質問は、上記（３）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

９ 入札保証金に関する事項

契約規則第８条第３号により免除とする。

１０ 入札金額の記載に関する事項

- （１）入札書には税抜きの合計金額（７２ヶ月分）を記入する。
- （２）落札決定後、入札内訳書を提出すること。入札内訳書の合計金額と入札書の金額が相違ないようにすること。
- （３）入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（該当金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- （４）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

１１ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- （１）政令第１６７条の４に定める入札参加資格のない者がした入札
- （２）契約規則第１６条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- （３）ＩＣカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きをしないまま入札に参加した入札
- （４）他人名義のＩＣカードを不正に取得し、使用して行った入札
- （５）ＩＣカードを不正に使用した入札
- （６）次に掲げる不備があった紙入札書
- ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を２通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

1.2 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（開庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額を1年あたりに換算した額の10分の1以上の契約保証金を契約締結日までに納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

履行保証保険契約を締結する場合は、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が契約期間の最終日に至らないものであるときは、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、その場合においても保険金額は、契約金額を1年あたりに換算した額の10分の1以上とし、寄託できない場合は契約を解除する。また、新たな履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合においても、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであるときは、同様とする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 5 契約金の支払方法に関する事項

1 か月ごとの賃貸借終了後に請求するものとし、当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

1 6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
(3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1 7 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
(5) 苦情申立て
ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
(6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
(7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
(8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和7年4月23日		公告別案件No	9/9	
入札番号		4031					
契約件名		GC／MS／MS賃貸借					
数量		仕様書のとおり					
履行期間		令和8年1月1日 から 令和13年12月31日 まで					
納入場所		仕様書のとおり					
参 加 条 件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目			細目		
		物件の借入れ			-		
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体と品目を問わず1年を超える賃貸借契約実績があること。					
		履行能力	・当該借入物品に係るメーカー、販売代理店等から出荷引受の証明が提出できること。 ・仕様書に示す業務を履行する能力を有しているものであること。				
競争参加資格確認申請書受付期間			令和7年4月23日 (水) 午前9時 から 令和7年5月15日 (木) 正午 まで				
競争参加資格確認通知書発行期間		令和7年5月20日 (火) 午後1時 から 令和7年5月20日 (火) 午後5時 まで					
参加資格がないと認めた理由の説明請求期限		令和7年5月29日 (木) 午後5時 まで					
質問期限		令和7年5月21日 (水)					
回答期限		令和7年5月27日 (火)					
参加資格がないと認めた理由の説明請求に係る回答期限		令和7年5月30日 (金) 午後5時 まで					
入札書受付期間		令和7年6月5日 (木) 午前9時 から 令和7年6月6日 (金) 午後5時 まで					
		＊郵便の場合 令和7年6月5日 (木) までに必着					
開札予定日時		令和7年6月9日 (月) 午前10時					
契約保証金		要					
備考		この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。					

GC/MS/MS 賃貸借仕様書

1 件 名	GC/MS/MS 賃貸借								
2 目 的	残留農薬の検査に使用する分析装置一式及び当該分析装置に係る保守管理(以下「装置一式」という。)について、賃貸借によって調達することを目的とする。								
3 賃貸借期間	令和8年1月1日から令和13年12月31日までの72か月間とし、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。								
4 対象機器	ガスクロマトグラフ質量分析計 1式								
5 設置場所	相模原市中央区富士見1-3-41 相模原市衛生研究所3階 機器分析室1 諸室面積 約 70m ² 、扉 縦 200 c m×横 120 c m (エレベーターあり)								
6 調達範囲	本調達範囲は、次の(1)～(4)の機器及びソフトウェア等の調達とする。 また、機器納入時の運搬、搬入、設置、賃貸借契約期間中のハードウェア・ソフトウェアの導入当初の機能保証及び障害発生時の保守部品提供、賃貸借契約期間終了時の機器のデータ消去及び機器の撤去、搬出、運搬も行う。(詳細は各項参照) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) ガスクロマトグラフ</td><td style="width: 30%; text-align: right;">1式</td></tr> <tr> <td>(2) トリプル四重極型質量分析計</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr> <td>(3) 水素ガス発生装置</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> <tr> <td>(4) 装置制御及びデータ処理用コンピューター</td><td style="text-align: right;">1式</td></tr> </table>	(1) ガスクロマトグラフ	1式	(2) トリプル四重極型質量分析計	1式	(3) 水素ガス発生装置	1式	(4) 装置制御及びデータ処理用コンピューター	1式
(1) ガスクロマトグラフ	1式								
(2) トリプル四重極型質量分析計	1式								
(3) 水素ガス発生装置	1式								
(4) 装置制御及びデータ処理用コンピューター	1式								
7 納入機器等の条件	対象機器の機種・型式等は次のとおりとする。 アジレント・テクノロジー株式会社 8890GC/7000E 三連四重極質量分析計 または同等品以上で以下の(1)～(4)を満たすもの (1)ガスクロマトグラフ (ア)キャリアガス制御 ・オープン昇温時において一定流量および一定圧力いずれの方式でも制御できること。また、それらがソフトウェア上で設定できること。 ・圧力設定範囲が 0～100psi で、0.001psi ステップで制御可能なこと。 ・室温・大気圧の変動を補正する機能を有すること。 ・キャリアガスにはヘリウム、窒素、水素が使用可能であること。 (イ)注入口 ・スプリット/スプリットレス注入が可能な注入口を 1 基搭載すること。 ・注入口ライナー・セブタムを工具を使用することなく簡単に交換できること。 (ウ)カラムオープン ・室温+4℃～450℃の範囲で設定可能であること。 (エ)カラム								

	・USB キーによりカラムの自動認識および使用履歴を確認可能であること。 (オ) メンテナンス ・メンテナンス時期を容易に把握するために、メンテナンス部位ごとに分析回数などをカウントする機能を有すること。 ・GC モニターに GC 部のメンテナンス手順を写真つきで表示可能であり、メンテナンス後にはリークチェックおよび分析回数のカウントリセットが自動で行われること。 (カ) 液体注入用オートサンプラ本体 ・最大で 150 検体以上搭載可能であること。 ・ディスクリミネーションによる高沸点成分の針先での濃縮を避けるために、0.1 sec 未満の高速注入が可能であること。(ニードルの抜き差しの時間を含む) (2) トリプル四重極型質量分析装置 (ア) マスフィルタ ・石英一体型双極面四重極であること。四重極本体への汚れを低減するために、最大 200℃まで加熱可能であること。 (イ) 測定可能質量範囲 ・m/z 10-1050 以上の質量範囲で測定ができること。 (ウ) イオン化方式 ・電子イオン化法 (EI) が行えること。 (エ) 感度 ・EI MRM において、オクタフルオロナフタレン (OFN) の機器検出下限 (IDL) が 4 fg 以下であること。IDL は 1 μl の 10 fg/μl OFN 標準の 8 回連続スプリットレス注入の面積再現性から 99%の信頼度で統計的に算出すること。 (オ) コリジョンガス ・窒素ガスを使用可能であること。 (カ) イオン源 ・イオン源はノンコーティングの不活性イオン源であり、最高 350℃まで加熱可能であること。 ・キャリアガスとは異なる水素ガスを導入することで、真空を落とさずにイオン源を自動洗浄できる機能を有すること。 (キ) 検出器 ・ノイズ低減のために、四重極から 3 軸方向にオフセット配置された検出器であること。 (ク) メンテナンス ・イオン源およびエレクトロンマルチプライヤ(検出器)はユーザー自身でメンテナンスおよび交換が可能であること。 (ケ) サポート ・ガスクロマトグラフと質量分析計が同一メーカーであり、トータルサポートが可能であること。
--	---

	(3) 水素ガス発生装置 ガスクロマトグラフならびに質量分析計に十分な純度ならびに流量で水素ガスを供給できること。 (4) 装置制御及びデータ処理用コンピューター (ア) パソコン ・OSがWindows11 以上のデスクトップ型で動作確認されたもの。 ・ガスクロマトグラフ部、トリプル四重極型質量分析装置部を集中制御できること。 ・データ処理及び機器制御操作において使用言語が日本語であること。 ・日本語の取り扱い説明書が付属していること。 (イ) モニター ・21.5 インチ以上の液晶モニターであること。 (ウ) プリンタ ・自動両面印刷対応のA4 モノクロレーザープリンタであること。 (エ) ソフトウェア ・装置本体の機構が制御でき、標準溶液の測定、検量線の作成及び試料の測定の一連の分析操作が自動でできること。また、測定モードとしてMRMモード、SIM モード及びスキャンモードを有し、すべての測定条件の保存及び呼び出しができること。 ・任意の化合物を用いた絶対時間における保持時間補正機能を利用可能であること。 ・農薬の一斉分析条件が保持時間補正機能に対応していること。 ・水素キャリアにおける農薬分析のMRM条件(GC条件、RT、コリジョンエネルギー、トランジションを含む)を提供可能であること。 ・NIST MS ライブラリを付属すること。 (5) その他 機器の取り扱い等にかかるトレーニングをオンサイト等で1日以上設けること。
8 機器の納入及び撤去	(1) 装置一式の設置(運搬、搬入を含む)及び調整を行うこと。 (2) 満了後は速やかに装置一式を撤去(運搬、搬出を含む)すること。 (3) 装置一式の設置の工程並びに手順については賃借人と協議の上決定すること。 (4) 装置一式の設置に伴う工事が発生する場合は賃借人の指示に従うこと。 (5) 設置時に発生した事故等については、賃貸人の責任とし、賃借人は一切その責任を負わない。また、その費用は賃貸人の負担とする。 (6) 設置の際には、十分な養生を行うこと。また、既設工作物等を破損した場合は、速やかに賃借人に連絡し協議の上善処すること。なお、これに要する費用は賃貸人の負担とする。 (7) 納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップ等があった場合は、賃借人担当者と協議の上、最新の仕様で引き渡すこと。

9 納入期限	契約開始日に稼働可能な状態となるよう納入すること。 ただし、装置一式の搬入および据付は、原則として祝祭日を除く月～金曜日の8:30～17:15とし、詳細については別途協議して決定する。 また、履行期間満了時に賃借人が希望した場合は、再リースを可能とする。
10 機器の保証、保守	(1)メーカー保証期間終了後から履行期間満了まで、メーカーの規定する年間保守プランにより保守管理を行うこと。なお、保守契約には、以下の内容を含むこと。 (ア) 定期点検(必要な部品交換、消耗品を含む) (イ) 修理に伴う技術者派遣費(出張費、作業費を含む) (ウ) 修理に必要な補修用部品等 (エ) ハードウェア及びソフトウェアの電話、メールによる技術サポート (2) 定期点検は、納入後から履行期間満了までの期間に毎年1回以上(合計6回以上)実施すること。 (3) 故障等緊急の保守作業は、賃借人から要請があった日から出来る限り早い時期に着手し、部品等の交換を含む修理を随時、迅速に保守プラン内で実施すること。 (4) 履行期間中は国内に必要な部品及び消耗品の在庫を確保し、発生した不具合については、賃貸人の責任において部品交換・動作確認の対策を講じ、速やかに正常稼働させること。 (5) 保守に関する報告書をその都度提出すること。
11 検査検収	設置及び調整後、試験運転、性能検査を行い、賃借人の検査確認の上、納入完了とする。なお、性能試験で必要となる消耗品類は賃貸人の負担とする。 検収完了後に検査を滞りなく行えるよう、操作取扱説明を据付機器にて実施すること。
12 その他付帯事項	(1) 賃借人と事前に日程調整、作業手順説明等を行ってから、納入物品の運搬・搬入等付帯作業を行うこと。 (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに賃借人に文書で照会し、本市の指示に従うこと。 (3) 本仕様書に明記がない事項については、賃借人と別途協議し決定するものとする。 (4) 契約締結後において、賃貸人の都合により設計内容を変更する必要がある場合、契約金額及び履行期限の変更は認めない。ただし、賃借人の都合により設計内容を変更する場合は、賃貸人と協議の上、契約金額及び履行期限の変更を行うこととする。 (5) 契約日から履行期間中の賃借人との打合わせは日本語で行うこと。

GC／MS／MS賃貸借契約書(案)

1 業務の名称	GC／MS／MS賃貸借			
2 履行場所	相模原市中央区富士見 1 丁目 3 番 4 1 号 衛生研究所			
3 契約金額（ 額）	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 契約期間	契約期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日までとする。			
5 契約金額の支払	賃貸人は賃借人に対し、この契約に定める賃借料を請求するものとし、賃借人は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から 3 0 日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。 ただし、相模原市会計規則第 4 5 条の 2 に規定する定期支払による場合は、定期支払申込書に基づき支払うものとする。 この場合にあつては、受注者は請求書の提出を要さない。 ☐ 前金払 ☐ 一括払 ☐ 分割払 ☐ 概算払 ☐ 一括払 ☐ 分割払 ☒ 確定払 ☐ 一括払 ☒ 分割払			

備考

上記のGC／MS／MS賃貸借について、賃借人と賃貸人は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号
相 模 原 市
代 表 相模原市長 本 村 賢 太 郎 印

賃貸人 所在地
名 称
代 表 印

契約書約款

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、その所有する機器を賃借人に賃貸し、賃借人は、これを賃借する。
- 3 この契約の対象となる機器(以下「対象機器」という。)は、仕様書のとおりとする。
- 4 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠する。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、賃借人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 賃貸人は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃借人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。この場合にあつては、直ちにその保険証券を賃借人へ寄託するものとする。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約期間が12か月を超える長期継続契約の契約保証金は、「契約金額を1年あたりに換算した額」を算定し、この100分の10以上の額とすること。また、「契約金額を1年あたりに換算した額」は、月額契約の場合、当該月額に12を掛けた額とし、年額や総額による契約の場合、各年度の支払予定額のうち最大の額とすること。なお、契約期間が12か月以内のものは、原則どおり契約期間全体の総額の100分の10以上が契約保証金の額とすること。
- 3 第1項の規定により、賃貸人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証が契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、賃借人は、保証の額の増額を請求することができ、賃貸人は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 賃貸人が第1項第4号の履行保証保険契約を締結する場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期(以下「保険期間の終期」という。)が契約期間の最終日に至らないものであるときは、賃貸人は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該

保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を賃借人へ寄託しなければならない。この場合において、保証の額は契約金額を1年あたりに換算した額の100分の10以上としなければならない。

6 契約保証金から生ずる利子は、賃借人に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承認を得た場合は、この限りでない。

(対象機器への表示)

第4条 賃貸人は、対象機器に賃貸人の所有物である旨を表示することができるものとする。

(保険の付保)

第5条 賃貸人は、契約期間中、賃貸人の負担において、対象機器に関する動産総合保険を付保するものとする。なお、動産総合保険には新価特約を付帯すること。

(対象機器の保守等)

第6条 賃借人は、対象機器を本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。その本来の用法に反して使用し、又は賃借人の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

2 賃貸人は、賃借人が対象機器を完全に使用できるよう保守の責に任ずるものとする。ただし、賃借人の故意若しくは過失によって修理又は調整の必要が生じたときは、この限りでない。

3 賃借人は、対象機器を他へ譲渡、転貸、担保権設定等賃貸人の所有権を害する行為をしないものとする。

(対象機器の点検等)

第7条 賃借人は、対象機器を本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。その本来の用法に反して使用し、又は賃借人の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

2 賃貸人は、年に1回の対象機器の点検を行うものとする。点検内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象機器の分解清掃

(2) 対象機器の消耗部品の交換

(3) 上記(1)及び(2)を実施した後の動作確認

3 賃貸人は、第2項に定める点検終了後速やかに、当該点検に係る報告書を賃借人に提出するものとする。なお、賃借人は当該報告を受けて検査・検収を行うものとする。

4 賃借人は、対象機器を他へ譲渡、転貸、担保権設定等賃貸人の所有権を害する行為をしないものとする。

(費用負担)

第8条 賃貸人がこの契約に基づく業務の遂行上直接必要とする電気代は、賃借人が負担するものとする。

2 対象機器について、第6条第2項に定める保守を超える特別な保守又は修理等を必要とする場合は、賃借人がその費用を負担するものとする。

3 対象機器について、第7条第2項に定める点検を超える特別な保守又は修理等を必要とする場合は、賃借人がその費用を負担するものとする。

(危険負担)

第9条 賃貸借契約開始日より前に、賃借人賃貸人双方の責めに帰すことのできない事由により発生した損害については、賃貸人の負担とする。

(検収)

第10条 賃貸人は、対象機器を賃借人が指定した場所へ、賃借人が定める期限までに納入し、正常な状態で使用できる状態にした後、賃借人の検収を受けるものとする。

2 前項の規定による検収に合格した時をもって、賃借人は対象機器の引渡しを受けたものとする。

3 賃貸人は、対象機器を納入した場合において、その全部又は一部が第1項の規定による検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、再度検収を受けなければならない。

(対象機器の返還)

第11条 対象機器を返還する場合は、賃借人が接続した機械器具の取外し等を行い、対象機器を通常の損耗を除き、当初の状態に戻して賃貸人に引渡すものとする。ただし、あらかじめ賃貸人の承認を得た場合は、この限りでない。

2 対象機器の返還に係る撤去、搬出、運搬については、賃貸人が賃貸人の費用負担で行うものとする。

3 賃貸人は、契約期間が終了した時点をもって、速やかに対象機器を引き取るものとする。その際に制御パソコン内のすべての電子情報を消去の上、復元できない状態にし、データ消去証明書を賃借人に提出するものとする。

(賃貸借期間満了後の取扱いについて)

第12条 賃貸人は、賃貸借期間満了後、賃借人の求めに応じ、別途契約を締結し賃借人に賃貸借できるものとする。

(再委託の制限)

第13条 賃貸人は、この契約に基づく業務の遂行を一括して、全て第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部の遂行について、賃借人と賃貸人と協議の上あらかじめ賃借人の承認を得た場合はこの限りでない。

(損害賠償)

第14条 賃貸人は、賃借人が故意又は重大な過失により対象機器を破損する等、賃貸人に

損害を与えた場合は、当該損害の賠償を賃借人に対し、請求できるものとする。

- 2 前項の損害を生じた場合において、賃貸人加入の動産総合保険により補償された部分については、前項の規定にかかわらず、賃貸人は賃借人に対して請求できないものとする。
- 3 賃借人又は賃貸人は、この契約に違反した場合又はこの契約が解除された場合において、相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第15条 賃貸人の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じたときは、賃貸人は、賃借人に対して違約金を払わなければならない。

- 2 前項に規定する違約金は、遅延日数に応じ契約金額に年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

(契約不適合責任)

第16条 賃借人は、賃貸借期間中、対象機器が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、賃貸人に修繕、交換等の実施を求めることができ、賃貸人は可及的速やかに当該修繕、交換等を実施するものとする。ただし、再リース契約においてはこの限りでない。

- 2 契約不適合について、賃貸人が修繕、交換等を実施するに当たり発生した費用は、賃貸人が負担するものとする。
- 3 前項の規定は、当該契約不適合が賃借人の提供した資料等又は賃借人の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、賃貸人がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(契約不適合による減額請求)

第17条 前条第1項に規定する契約不適合により、賃借人がこの契約の目的を達することができないとき、賃借人は、修繕、交換等の実施を求めてから当該修繕、交換等の実施がなされるまでの期間に応じ、契約代金の減額請求をすることができる。

- 2 前項の規定は、当該契約不適合が賃借人の提供した資料等又は賃借人の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、賃貸人がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第18条 賃借人は、この契約締結後に必要がある場合には、賃借人と賃貸人と協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

(守秘義務)

第19条 貸貸人は、この契約に基づく業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 前項の規定にもかかわらず、故意又は過失により、賃借人の機密事項が貸貸人を経て第三者に漏洩されたと認められた場合は、貸貸人は、賃借人の被る損害に対し賠償の責任を負うものとする。

(暴力団等排除に係る賃借人の解除権)

第20条 賃借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により貸貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 貸貸人が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第21条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 貸貸人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 貸貸人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 貸貸人が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は貸貸人の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 貸貸人は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 貸貸人は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 貸貸人は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 貸貸人は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、賃借人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(環境配慮事項)

第22条 賃貸人は、この契約に基づく業務の実施において、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減に取り組むとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

2 賃貸人は、賃借人への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

3 賃貸人は、業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬などを委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するように努めること。

4 賃貸人は、業務の実施において、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関係法令等を順守し、適正に処理すること。

(履行不能の場合の処置)

第23条 賃貸人は、天災、その他不可抗力により、その責めに帰すことができない事由によりこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、賃借人の承認を得て、当該部分についての義務を免れることができるものとし、この場合、賃借人は当該部分についての賃貸借料の支払いを免れるものとする。

(賃借人の解除権)

第24条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第10条第1項に規定する検収又は同条第3項に規定する再検収に合格する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第3条の規定に違反したとき。

(3) 第16条第1項に規定する契約不適合について、賃借人が修繕、交換等の実施について請求をしたにもかかわらず相当期間内に当該修繕又は交換等の実施がなされない場合であって、この契約の目的を達することができないとき。

(4) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等賃貸人が契約者たる資格を欠いたとき。

(5) この契約の履行について、不正行為をしたとき。

(6) 賃貸人の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(7) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをした時、又はそれらの申立てを受けたとき。

(8) 賃貸人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの契約の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害が生じて、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 前条第1項各号に規定する場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるとき

は、賃借人は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、賃貸人は、契約金額の100分の

10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第24条1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(3) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による賃借人の解除権)

第27条 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害が生じても、賃借人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引

委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 賃貸人(賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第2条第1項の規定により掲げる保証を付している場合は、賃借人は、当該保証をもって前項の違約金に充当することができる。

(賃貸人の解除権)

第28条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反し、その違反によって、この契約の履行継続ができなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃貸人は、賃借人に損害の賠償を請求することができるものとする。この場合の損害賠償額は、賃借人と賃貸人と協議の上で決定するものとする。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第29条 賃貸人は、第27条第1項各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他賃借人が特に認めるとき。

(2) 第27条第1項第4号の規定に該当する場合において、賃貸人が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(解除権の行使)

第30条 第24条及び第28条に定める解除権を行使しようとするときは、相手方に催告を行ったのち、なお、履行の意思がないと認められる場合に、文書をもって本契約を解除することができるものとする。

(発注者の調査権等)

第31条 発注者は、受注者の業務の実施に関して、必要な範囲で受注者に対して報告を求め、

又は調査をすることができる。

- 2 前項の報告又は調査の結果、受注者による業務の実施状況につき、不十分な点が認められたときは、発注者は、必要な指示を受注者に行うことができる。

(疑義等の解決)

第32条 この契約条項について、貸借人と賃貸人の相互間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて貸借人と賃貸人とが協議して定める。

以 上

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(担当者氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

令和 年 月 日

相 模 原 市 長 あて

出荷元 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

出 荷 証 明 書

この入札に関して 2 の出荷先の会社が落札した際は、指定の納期に間に合うよう、当社が製造（又は輸入）している 3 の商品を、当社において 2 の落札者あてに出荷することを証明いたします。

記

1 入札件名及び履行期間

件 名 GC/MS/MS 賃貸借

履行期間 令和 8 年 1 月 1 日～令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日

2 出荷先（入札参加者）

所在地

商号又は名称

3 出 荷 品

（1）品名

（2）メーカー

（3）型番

（4）出荷数量

※ この様式の仕様を満たすものであれば別の様式を使用してもかまいません。また、3 出荷品については、別紙を添付していただいてもかまいません。

※ 出荷品により出荷元が異なる場合には、出荷元ごとに出荷証明書を提出してください。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
(代理人氏名)

印

＊次のとおり同等品の認定を申請します。

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4 0 3 1
調達物品名 G C ／ M S ／ M S 賃貸借

内訳書

件名:GC／MS／MS賃貸借

	件名	月額(円) ※税抜き	契約期間(月数)	合計金額(円) ※税抜き
1	GC／MS／MS賃貸借		72ヶ月	
			合計	

※入札金額は、税抜きの合計金額(月額×72ヶ月分の合計額)を入力してください。